

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人事業税率の引き下げ

Q：法人税率の引き下げと同時に、法人事業税の税率も引き下げられたようですが、引き下げ後の税率を教えてください。

A：所得規模に応じて0.4%から1.0%の引き下げが行われました。

【解説】

平成10年度の改正では、法人税率の引き下げとともに、地方税である法人事業税についても次のように税率の引き下げが行われています。

(1)普通法人の標準税率

①改正後

年400万円以下の所得	5.6%
年400万円超800万円以下の所得	8.4%
年800万円超の所得及び清算所得	11.0%

②改正前

年350万円以下の所得	6%
年350万円超700万円以下の所得	9%
年700万円超の所得及び清算所得	12%

(2)特別法人の標準税率

①改正後

年400万円以下の所得	5.6%
年400万円超の所得及び清算所得	7.5%

②改正前

年350万円以下の所得	6%
年350万円超の所得及び清算所得	8%

今回の改正は、平成10年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

なお、個人事業税については改正がありませんので、従来通りとなります。

